



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国保・後期・介護保険料(税)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の条件に該当する場合、法令等に基づき、国民健康保険税(国保)や後期高齢者医療保険料(後期)、介護保険料(介護)の減免を受けられることがあります。

保険料(税)の減免対象となる条件

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯の人。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の1～3のすべてに該当する(介護保険料は、1と2の両方)

世帯の主たる生計維持者の

1. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た今年の収入のいずれかが、令和元年中の収入に比べて10分の3以上減少する見込みであること。(保険金等による補てん金額があれば、収入に含まれる場合があります)■1
2. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。
3. 令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること。

注意

- ・減免を希望するものの、減免が適用されていない保険料(税)額の決定通知書と納付書がすでに届いている人は、申請をしたその翌月以降で保険料(税)額を調整します。
- ・6月号に掲載した通り、国民年金保険料も臨時特例免除を行っています。免除を希望する人は忘れずに申請してください。

保険料(税)の減免額

- ①の場合は全額免除。
- ②の場合は、減免対象の保険料(税)額(A×B/C)に令和元年中の合計所得金額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

	減免対象の保険料(税)額 (A×B/C)	主たる生計維持者の令和元年中の所得合計額	
		所得合計額	減免割合(D)
国保	A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額	300万円以下	全部
	B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額	400万円以下	10分の8
	C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得額	550万円以下	10分の6
後期	A：当該被保険者の保険料額	750万円以下	10分の4
	B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額	1,000万円以下	10分の2
	C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得額	300万円以下	全部
介護	A：当該第一号被保険者の保険料額	400万円以下	10分の8
	B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額	550万円以下	10分の6
	C：世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得額	750万円以下	10分の4
		200万円以下	全部
		200万円を超える	10分の8

主たる生計維持者の事業の廃止等の場合、主たる生計維持者の令和元年中の所得の合計額にかかわらず、対象保険料(税)の全部を免除。(国保で非自発的失業に該当する場合は、従来の制度が適用され、全額免除には該当しません)

申告の結果、■1を満たさなくなった場合、減免が取り消されることがあります。

申請方法・問い合わせ

申請は郵送で受け付け。必要書類は、町のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ

国保：税務課 住民税係 ☎ 286-3388
後期：住民保険課 保険年金係 ☎ 286-3113
介護：福祉課 介護保険係 ☎ 286-3114